

岡山大学大学院医歯薬学総合研究科ヒトES細胞倫理審査委員会規程

〔平成17年4月1日〕
岡大院医歯薬規程第7号

改正 平成19年 6月21日規程第3号

（設置）

第1条 岡山大学大学院医歯薬学総合研究科（以下「研究科」という。）に、岡山大学大学院医歯薬学総合研究科ヒトES細胞倫理審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の審査は、自由かつ独立した活動に基づいてこれを行う。

（所掌事項）

第2条 委員会は、大学院医歯薬学総合研究科長（以下「研究科長」という。）の諮問に応じ、ヒトES細胞に係る医学研究（以下「研究等」という。）の実施の適否その他の事項について、科学的妥当性及び倫理的妥当性について総合的に審査を行い、研究科長に対し意見を提出するとともに、当該審査の過程の記録を作成し、これを保管する。

2 委員会は、研究等の進行状況及び結果について報告を受け、必要に応じて調査を行い、その留意事項、改善事項等に関して研究科長に対し意見を提出する。

3 研究科長は、医学部長、歯学部長、薬学部長等からの要請に基づき、当該学部等において行う研究等について、委員会に諮問することができる。

（組織）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 研究科教授のうちから 5名
- 二 倫理・法律を含む人文・社会科学面の有識者 4名
- 三 一般の立場を代表する者 1名
- 四 その他研究科長が必要と認めた者

2 委員会は、研究科及び国立大学法人岡山大学に所属する者以外の者を2名以上含み、かつ、男性及び女性がそれぞれ2名以上含まれるように構成されなければならない。

3 使用計画を実施する者、使用責任者との間に利害関係を有する者及び使用責任者の三親等以内の親族は審査に参画させない。

4 第1項第1号から第3号までの委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

（議事）

第5条 委員会は、委員の3分の2以上が出席し、かつ、第3条第1項第2号又は第3号の委員が1名以上出席しなければ議事を開くことができない。

2 委員が第3条第3項のいずれかに該当する場合は、委員として当該研究等の審査に加

わることはできない。この場合において、当該研究等に係る審査を行う間は、委員の数から除くものとする。

（議決方法）

第6条 審査の判定は、委員の4分の3以上の合意によって決する。

（意見の聴取）

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

（守秘義務）

第8条 委員は、職務上知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（保存）

第9条 委員会における審査の経過及び判定結果の記録は、10年間保存するものとする。

（公開）

第10条 委員会の構成、組織及び運営並びに議事要旨は、公開するものとする。ただし、個人情報の保護、知的財産権の保護又は研究の独創性の保護に支障が生じるおそれのある部分は、委員会の議を経て非公開とすることができる。

（事務）

第11条 委員会の事務は、医歯薬学総合研究科等総務課において処理する。

（雑則）

第12条 委員会の運営は、この規程に定めるもののほか、「ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針」（平成19年文部科学省告示第87号）に定めるところにより行うものとする。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年6月21日から施行する。